

(仮称) 厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に係る意見交換会 次第

日時 令和 6 年 8 月 6 日 (火) 午後 7 時

場所 本庁舎 4 階 大会議室

1 案件

(仮称) 厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に向けた考え方について

2 意見交換

(仮称) 厚木市公文書等の 管理に関する条例の制定等 に係る意見交換会

令和 6 年 8 月 6 日（火）午後 7 時から
厚木市総務部行政総務課

目次

1	文書管理の現状について	p3
2	条例制定の目的	p5
3	他市等の条例制定状況	p6
4	公文書等の管理に関する法律について	p8
5	条例の構成（案）	p13
6	関係例規の整備	p14
7	今後のスケジュール（予定）	p15

1 文書管理の現状について

(1) 国の公文書管理をめぐる動き

平成23年に公文書管理法が施行

- ◆公文書等は国民共有の知的資源
- ◆行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用
- ◆行政の適正かつ効率的な運営
- ◆諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務

1 文書管理の現状と課題について

(2) 厚木市の文書管理の現状

厚木市行政文書取扱規程に基づく文書管理

- ◆文書の作成から起案、整理、保存、廃棄まで
- 厚木市情報公開条例に基づく行政文書の公開
- ◆行政文書の公開を請求する権利
- ◆市政について市民に説明する責務

2 条例制定の目的

厚木市全体の行政文書の管理のルールづくり
歴史的に保存を必要とする行政文書の選別

◆選別をした行政文書を市民共有の知的資源である「特定歴史公文書等」として位置付けることで、将来にわたって市の諸活動に関する説明責任を全うします。

特定歴史公文書等の利用を請求する権利

3 他市等の条例制定状況

(1) 全国における条例の制定状況

- ◆都道府県 19団体
- ◆指定都市 8団体
- ◆市区町村 37団体

3 他市等の条例制定状況

(2) 県内における条例の制定状況

- ◆ 相模原市
相模原市公文書管理条例
- ◆ 藤沢市
藤沢市公文書等の管理に関する条例
- ◆ 茅ヶ崎市
茅ヶ崎市公文書等の管理に関する条例

4 公文書等の管理に関する法律について

(1) 第1章 総則

■ 目的

- 行政の適正かつ効率的な運営
- 国の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務の全う

■ 定義

- 行政文書：職員が職務上作成し、又は取得した文書で、
組織的に用いるものとして課等が保有しているもの
- 特定歴史公文書等：歴史的に重要な公文書等であって、
国立公文書館等に移管されたもの
- 公文書等：行政文書及び特定歴史公文書等

4 公文書等の管理に関する法律について

(2) 第2章 行政文書の管理

■行政文書の作成から廃棄まで

- **作成**：経緯も含めた意思決定に至る過程、事務事業の実績が把握できる文書を作成
- **整理**：行政文書を分類、名称付与、保存期間の満了する日等の設定
関連する行政文書は行政文書ファイルにまとめること

4 公文書等の管理に関する法律について

(2) 第2章 行政文書の管理

■行政文書の作成から廃棄まで

- **保存**：保存期間の満了する日まで、適切に保存
- **移管及び廃棄**：保存期間満了後、移管又は廃棄
廃棄する場合は、内閣総理大臣の同意が必要

■管理状況の報告等

行政文書の管理状況について、毎年度公表

4 公文書等の管理に関する法律について

(3) 第4章 歴史公文書等の保存、利用等

- 特定歴史公文書等は原則、永久保存
- 個人情報情報の漏えい防止などの適切な保存をし、目録の公表
- 情報公開法と同様の利用請求が可能
- 利用促進の努力義務
- 保存及び利用状況を毎年度公表

4 公文書等の管理に関する法律について

(4) 第5章 公文書管理委員会

(5) 第6章 雑則

■ 公文書管理委員会

- ・特定歴史公文書等の利用請求に対する処分等に対する審査請求の調査審議
- ・法に基づく政令等の制定・改廃
- ・特定歴史公文書等の廃棄

■ 研修

■ 地方公共団体の文書管理

➤地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

5 条例の構成（案）

公文書等の管理に関する法律に倣い、規定します。

第1章	総則	目的、定義、他法令との関係
第2章	行政文書の管理	行政文書の作成、整理、保存、保存期間が満了した場合の取扱い、電子化の推進等
第3章	特定歴史公文書等の保存、利用等	特定歴史公文書等の保存・利用請求、利用の方法、費用負担、審査請求、利用の促進等
第4章	雑則	研修、委任等

6 関係例規の整備

- ◆第三者機関の設置等に伴う関係条例の改正
 - 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
 - 厚木市情報公開条例
 - 厚木市個人情報保護条例
 - 厚木市個人情報保護審査会条例
- ◆厚木市公文書等の管理に関する条例施行規則の制定
- ◆厚木市特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則の制定
- ◆厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則の制定

7 今後のスケジュール（予定）

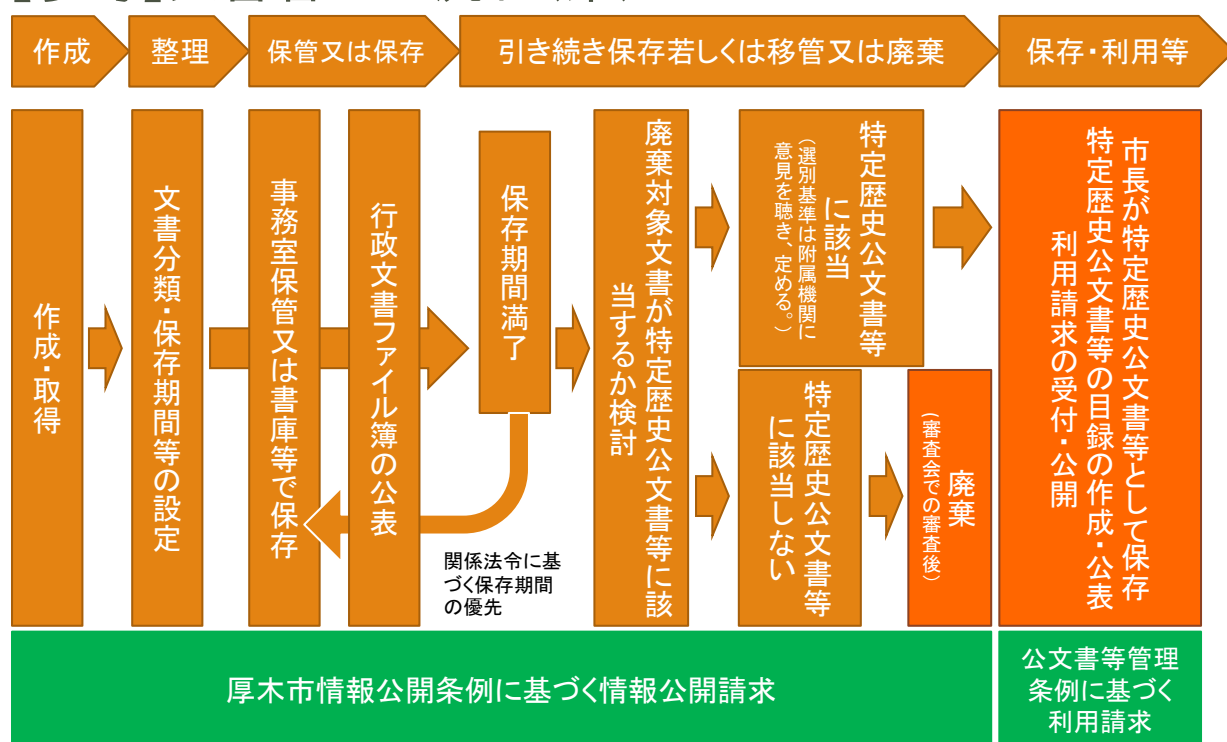
令和6年 7月～12月	市民参加手続（審査会・意見交換会・パブリックコメント）
令和7年2月	条例案を市議会に提案
令和7年4月	条例の一部施行（特定歴史公文書等に関する事項を除く。）
令和8年4月	条例の全面施行

令和6年8月6日（火）

（仮称）厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に係る意見交換会

15

【参考】文書管理の流れ（案）



令和6年8月6日（火）

（仮称）厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に係る意見交換会

16

参考

(仮称)厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に向けた考え方について

1 文書管理の現状と課題について

(1) 国の公文書管理をめぐる動き

平成23年に公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）が施行され、公文書等は民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源、かつ、国民が主体的に利用し得るものであるという理念の下、行政文書等の適正な管理及び歴史公文書等の適切な保存及び利用を図り、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務の達成を目的として規定しています。

(2) 厚木市の文書管理の現状

本市では、現在、厚木市行政文書取扱規程に基づき、文書の作成から起案、整理、保存、廃棄まで適正に行政文書の管理を行っています。

また、厚木市情報公開条例に基づき、行政文書の公開を請求する権利の保障と市政について説明する責務の達成を図っているところです。

ただし、市民が歴史的に重要な資料を主体的に利用するためのルールについては、特に定めていません。歴史的に価値のある文書を新たに特定歴史公文書等と定義し、行政として利用を満了した文書のうち特定歴史公文書等については、市民共有の知的資源として利用に供するとともに、将来の世代に残していくことが求められています。

2 条例制定の目的

市長等と議会が保有する行政文書について、市民共有の知的資源としての利用及び保存を行うに当たっては、市全体のルール（条例）づくりを議会の議決を経て進めることが必要であると考えます。

また、歴史的に保存を必要とする行政文書の選別を行う基準を設け、当該行政文書を選別し、引き続き保存をしていきます。「市民共有の知的資源」である特定歴史公文書等として位置付けることで、将来にわたって市の諸活動に関する説明責任を全うします。

また、情報公開制度と同様に、特定歴史公文書等の利用を請求する権利を市民の権利として保障するとともに、市民からの利用請求に対して利用決定等（行政処分）を行うことから、条例化をするものです。

3 他市等の条例制定状況

(1) 全国における条例の制定状況（令和6年3月29日時点）

都道府県	19団体（前年度比＋1）
指定都市	8団体（前年度比±0）
市町村	37団体（前年度比＋4団体）

(2) 県内における条例の制定状況

相模原市公文書管理条例 平成26年4月1日施行

藤沢市公文書等の管理に関する条例 平成29年4月1日施行

茅ヶ崎市公文書等の管理に関する条例 令和3年4月1日施行

4 公文書等の管理に関する法律について(抜粋)

(1) 第1章 総則

ア 目的

行政文書等の適正な管理等を行うことで、行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、歴史的価値のある公文書が保存・利用されるようになることで、諸活動を現在の国民のみならず将来の国民に対しても説明する責務が全うされるようにすることを定めています。

イ 定義

行政文書、特定歴史公文書等、公文書等について定義されています。

(2) 第2章 行政文書の管理

ア 作成

目的を達成するため、当該行政機関における経緯も含めた意思決定に係る過程並びに当該行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、文書を作成しなければならないとしています。

イ 整理

行政文書を分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないとし、相互に関連する行政文書を一つの行政文書ファイルにまとめなければならないとしています。

ウ 保存

行政機関の長は、行政文書ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において保存しなければならないとしています。

エ 移管及び廃棄

保存期間が満了した行政ファイル等について、国立公文書館等に移管し、又は廃棄しなければならないとしています。

また、保存期間が満了した行政文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議し、その同意を得なければならないとしています。

オ 管理状況の報告等

行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の行政文書の管理の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならないとしています。

(3) 第4章 歴史公文書等の保存、利用等

特定歴史公文書等については、永久に保存し、個人情報の漏えい防止などの

措置を講じた上で、適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を公表しなければならないとしています。また、情報公開法に基づく行政文書の開示請求と同様に、特定歴史公文書等に対する利用請求が保障されており、また、利用請求がなくても特定歴史公文書等を一般の利用に供するよう努めることとしています。

さらに、国民に対する説明責務を果たすため、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況については、毎年度公表しなければならないとしています。

(4) 第5章 公文書管理委員会

特定歴史公文書等の利用請求に対する処分等について、審査請求がなされた場合における諮問機関として調査審議を行う公文書管理委員会を設置しています。委員会には、公文書等の管理に関して優れた識見を持ち、特に歴史公文書等についての知見がある人物を任命する必要がある、審査請求の調査審議のほか、公文書管理法に基づく政令等の制定・改廃、特定歴史公文書等の廃棄については、公文書管理委員会への諮問を義務付け、専門的知見を有する第三者機関によるチェックも働かせる仕組みとしています。

(5) 第6章 雑則

ア 研修

公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために、必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとしています。

イ 地方公共団体の文書管理

行政の適正かつ効率的な運営と、説明責任の全うという法律の趣旨にのっとり、歴史公文書等の適切な保存・利用等を確保するため、必要な施策を策定し、実施するよう努める義務が地方公共団体に課されています。

5 条例の構成（案）

公文書等の管理に関する法律に倣い、規定します。

第1章	総則	目的、定義、他法令との関係
第2章	行政文書の管理	行政文書の作成、整理、保存、保存期間が満了した場合の取扱い、電子化の推進等
第3章	特定歴史公文書等の保存、利用等	特定歴史公文書等の保存・利用請求、利用の方法、費用負担、審査請求、利用の促進等
第4章	雑則	研修、委任等

6 関係例規の整備

(1) 第三者機関の設置等に伴う関係条例の改正

国が設置している公文書管理委員会と同様に、本市においても附属機関を設置します。

附属機関の役割としては、

- ア 特定歴史公文書等の選別基準の制定及び改廃
- イ 行政文書及び特定歴史公文書等の廃棄に係る審査
- ウ 特定歴史公文書等の利用に係る審査請求

主に以上の3点です。

ウの特定歴史公文書等の利用に係る審査請求に係る審査については、情報公開請求及び保有個人情報開示請求に係る審査請求の審査業務と性質が近いため、現在の厚木市情報公開審査会及び個人情報保護審査会と統合した「厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会」を附属機関として設置します。

また、附属機関の設置に係る次の例規を改正する予定です。

- ・厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例
- ・厚木市情報公開条例
- ・厚木市個人情報保護条例 ・厚木市個人情報保護審査会条例

(2) 厚木市公文書等の管理に関する条例の運用に係る規則の制定

公文書等の管理に関することや、特定歴史公文書等に関することなど、条例を運用するために必要な内容について、規則で規定する予定です。

- ・厚木市公文書等の管理に関する条例施行規則
- ・特定歴史公文書等の保存、利用等に関する規則
- ・厚木市公文書等の管理に関する条例の施行に伴う経過措置を定める規則

7 今後のスケジュール（予定）

令和6年7月～12月	市民参加手続（審査会・意見交換会・パブリックコメント）
令和7年2月	条例案を市議会に提案
令和7年4月	条例の一部施行（特定歴史公文書等に関する事項を除く。）
令和8年4月	条例の全面施行

意見用紙

厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に係る
意見交換会 意見等提出用紙

提出日：令和6年8月6日

氏 名 (名 称)	(フリガナ)
電 話 番 号 (携帯電話可)	※御意見等の内容等を確認するために、御連絡させていただくことがあります。
御意見等	

- 《注意事項》
- 1 提出された御意見等は、（仮称）厚木市公文書等の管理に関する条例の制定等に当たって参考とさせていただきます。
 - 2 同じ趣旨の御意見等が複数あった場合には、取りまとめて公表することがあります。
 - 3 提出された御意見等に対し、個別の回答はいたしませんので御了承ください。
 - 4 御記入いただいた個人情報につきましては、厚木市個人情報保護条例の規定に基づき、適切に管理いたします。